

爰にサウル田より牛おたがひて来るサウルいひけるは民何によりて哭くやと人々にこれにヤベツの事を告ぐサウル之を憐れむと神の靈之れを臨みてうの怒甚たしく燃えたち一輛の牛ををろしてこれを切り割き使の手をもてこれをイスラエルの四方の境にあまねくかくりていそしめけるハ難にてもサウルとサムエルに忘たがひて出ざる者ハ其牛かくのごとくせらるべしと民エホバを畏み一人のごとく均くいでたりサウルベセカにてこれを數ふるにイスラエルの子孫三十萬ユダの八三萬ありき斯て八々來れる僕にいひけるハギレツのヤベツの人にかくいへ明日の熱き晴汝ら助を得んと使かへりてヤベツ人に告げられバ皆よろびがぬ是をもてヤベツの人云けるハ明日汝らに降らな汝らの善と思ふごころを爲せ明日サウル民を三隊にわから曠野に敵の軍の中にいりて日の熱くなる時までアツモ二人をころすけれど遺れる者ハ皆ちりりくにありて二人俱あるものなかりき民サウルにいひけるハサウル豈我らに王とあるべけんやと言ひり離すや其人を引き來れ我ら之をよらさんサウルにいひけるハ今日エホバを敬えイスラエルに施したまひたれば各百人をこらすべからず按にサムエル民にいひけるハいざギレガレに往て彼處にて王國を新にせんと民みなギレガルにゆきて彼處にてエホバのまへにサウルを王となし彼處にて酬勞祭をエホバのまへに獻げサウルとイスラエルの人々皆かしてこて大に感へり

サムエルイスラエルの人々にいひけるハ禮よ我汝らが我にいひし言をこぞしく聽て汝らに王を立てたり見よ今王汝らのまへにあゆむ我ハ老て髪をろし禮よわが子ども汝らと共にあり我幼雅壯より今日おいたるまで汝等のまへにおゆめり禮よ我こそにありエホバのまへと其誓うべきし者のまへに我を獻ぐよ我誰の牛を取りしや誰の驢馬をとりしや誰を掠めしや誰を虐遇しや誰の手より賄賂をど

1 王二十、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

りてわが目を瞞せしや有バ我れを汝らから入さん彼らにいひけるハ汝ハ我らそのすめくするしめす又何を人の手より取りしごとなしサムエルこれらおひけるハ汝らお我手のうち何をも見いださるをエホバ汝ら証えたまふ其膏うきぎし者も今日証す彼ら各へけるハ配えたまふサムエル民にいひけるハエホバハモロセアロンをたてし者汝らの先祖をエゾプトの地より導ひだせしものなり立ちわけるハエホバ汝らおよび汝らの先祖おあしたまひし諸の義しき行爲おつきて我エホバのまへお告ぐと語られエホバ汝らおよび汝らの先祖おいたるおよびて汝らの先祖のエホバに呼ばりし時エホバハモロセアロンを遣したまひて此二人汝らの先祖をエゾプトより導きだして此處おすまじめたりまかるに彼ら其神エホバを忘れしかたエホバこれハツラの軍の長ツラの手とツラ人の手かよびモアア王の手にわたりたまへり斯て彼らこれを取れば民エホバに呼さるりていひけるハ我らエホバを棄てバアツラとアツラに事へてエホバに罪を犯したりとされ今我らを敵の手より救ひいだしたまへ我ら故おつらんは是をおいてエホバエラバアツラとエラツラとエラツラとを遣して汝らを四方の敵の手より救ひいだしたまひて汝ら寡らに佳めりまらるに汝らアツラの子孫の王ツラハの汝らを敗えんとて来るを見

て汝らの神エホバ汝らの王なるに汝ら我にいふ否我らを告さむる王なるべからずと今汝らご選みし王汝らがねおひし王を見よ視よエホバ汝らに王をたてたまへり汝らもエホバを畏みて之おつか入其言おたまらひてエホバの命おろすむかすまら汝らと汝らとをさむる王恒お汝らの神エホバを徳と爲善し

まかれども汝らもエホバの言おたまらがとすしてエホバの命おろすむかすまら汝らの先祖をせめてとどく汝らをせむべし汝ら今たちてエホバが欄らの目のまへおあしたまふ此大なる事を見よ今日ハ

1 王二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

麥別時わあらずや我エホバを呼んエホバ雷と雨をくだして汝ら王をもどめてエホバのまゝを爲したる罪が大なるを見せしめたまはらん かくてサムエルエホバをよびければエホバ其日雷と雨をくだしてたてへり民エホバとサムエルを恐る 民みなサムエルをひけるハ僕らのためわ汝の神エホバのいのりて我らを死なせよと我ら諸の罪にまた王を求むるの惡をくはつたればなり サムエル民をいひけるハ懼るなるれ汝らこの總ての惡をあしたりされどエホバが汝らに息をすくしてエホバに事へ 虚しき物も迷ひゆく 亦の色は入塵しき物なれば汝らを明くることも赦へども得ざるあり 三ハバ其大なる名のためわ此民をすてたまはざるべし 其ハエホバが汝らをおのれの民とあすてを善と爲したまへばなり 三また我ら汝らのためわ祈ることをやめてエホバに罪をかすて入り決てせざるべし 且われ善き正しき道をもて汝らをしてん 汝ら只エホバをかしこみ心をつくとて誠かこれにつへよ 而して如何が大なることをエホバが汝らになしたまひしかを思ふ可し 去のれども汝らもしなはば惡をなざざ汝らと汝らの王どもに懲らばざるべし

サムエル三十歳にて王の位に即く彼二年サムエルをさざめたり 爰にサムエルサムエル人二千を擇び其二千ハサムエルどもにミクニシおよびベテラの山地にあり 其一千ハヨナタンどもにニヤミツのギベアあり 其餘の民ハサムエルがのく其幕屋かへらしむ 三ヨナタンがバああるベリシテ人の代官をころせり べリシテ人之れをきく是をわいてサムエル國中あまなぐラツバを吹ていほしめけるなり べリシテ人よ聞くべし 四サムエル人各開けるお云くサムエルべリシテ人の代官を撃りまかしてサムエルのうち悪まると斯て民をばざれてサムエルもまたがバサムエルがわいたる 五べリシテ人サムエル

十章一節五節五十九
十一節五節五十九
十二節五節五十九
十三節五節五十九
十四節五節五十九
十五節五節五十九
十六節五節五十九
十七節五節五十九
十八節五節五十九
十九節五節五十九
二十節五節五十九
二十一節五節五十九
二十二節五節五十九
二十三節五節五十九
二十四節五節五十九
二十五節五節五十九
二十六節五節五十九
二十七節五節五十九
二十八節五節五十九
二十九節五節五十九
三十節五節五十九
三十一節五節五十九
三十二節五節五十九
三十三節五節五十九
三十四節五節五十九
三十五節五節五十九
三十六節五節五十九
三十七節五節五十九
三十八節五節五十九
三十九節五節五十九
四十節五節五十九
四十一節五節五十九
四十二節五節五十九
四十三節五節五十九
四十四節五節五十九
四十五節五節五十九
四十六節五節五十九
四十七節五節五十九
四十八節五節五十九
四十九節五節五十九
五十節五節五十九
五十一節五節五十九
五十二節五節五十九
五十三節五節五十九
五十四節五節五十九
五十五節五節五十九
五十六節五節五十九
五十七節五節五十九
五十八節五節五十九
五十九節五節五十九
六十節五節五十九
六十一節五節五十九
六十二節五節五十九
六十三節五節五十九
六十四節五節五十九
六十五節五節五十九
六十六節五節五十九
六十七節五節五十九
六十八節五節五十九
六十九節五節五十九
七十節五節五十九
七十一節五節五十九
七十二節五節五十九
七十三節五節五十九
七十四節五節五十九
七十五節五節五十九
七十六節五節五十九
七十七節五節五十九
七十八節五節五十九
七十九節五節五十九
八十節五節五十九
八十一節五節五十九
八十二節五節五十九
八十三節五節五十九
八十四節五節五十九
八十五節五節五十九
八十六節五節五十九
八十七節五節五十九
八十八節五節五十九
八十九節五節五十九
九十節五節五十九
九十一節五節五十九
九十二節五節五十九
九十三節五節五十九
九十四節五節五十九
九十五節五節五十九
九十六節五節五十九
九十七節五節五十九
九十八節五節五十九
九十九節五節五十九
一百節五節五十九

と戦ふんとして集りける兵車三百騎兵六千として民ハ濱の沙の多きほどくありき 彼らのばりてベテラに べつおむのへるミクニシ陣をどれり サムエルの人苦められ其危きを見て皆隠穴中林叢中崗巒に高塔に伏しおかくれたり また或るベテラ人ハヨルダンを渉りてガトとギレアデの地にいたる然るもサムエルハ伺ぎルガルあり 民皆懼て之を去たごふ 六サムエルサムエルの定めし期もまたがバひて七日をまじりしがサムエルガルに來り サムエルはなれて散けれど サムエルをひけるハ燔祭を我らもさきたれど 燔祭をさくげたり 燔祭をさくぐることを終しどきに禱よサムエルいたるサムエル妻を問はんとてこれをいひて迎ふに サムエルいひけるハ汝何をなせしやサムエルいひけるハ我長の我をばされておちりた汝の定まれる日のうちお來らざしてべリシテ人のミクニシにあつまれるを見しかば 七べリシテ人ガルがかに下りて我をおうはんはんに我にいたたまれぬと云ひて 燔祭をさくげたり 八サムエルサムエルにいひけるハ汝おろかなることをおせり 汝の神エホバのなんぢに命じたまひし命を守らざりしなり 若し守りしならばサムエルをさむる位を赤く汝に定めたまひしならん 然れどもいまだ汝の位たまたまざるべし 九エホバ其心に適ふ人を求めてエホバ之に其民の長を命じたまへり 汝のエホバの命じてとを守らざるもよる かくてサムエルたててギルガよりニニミツのギベアにのりいたるサムエルおのれどもおある民をかふるも凡そ六百八ありき 十サムエルおよび其子ヨナタンと並にこれどもおある民ハベニヤミンのゲバに居り べリシテ人ハミクニシに陣を張る 劫掠人三隊おわかれてべリシテ人の陣よりいで一隊ハオフラの隣にひかひてサムエルの地にいたり 一隊ハベテラホロンの道に向ひ一隊ハ曠野のちああるゼボイムの谷をのちむ境の脇をむかふ 時に入サムエルの地のうち何處にも鐵工ありき 是

一節五節五十九
二節五節五十九
三節五節五十九
四節五節五十九
五節五節五十九
六節五節五十九
七節五節五十九
八節五節五十九
九節五節五十九
十節五節五十九
十一節五節五十九
十二節五節五十九
十三節五節五十九
十四節五節五十九
十五節五節五十九
十六節五節五十九
十七節五節五十九
十八節五節五十九
十九節五節五十九
二十節五節五十九
二十一節五節五十九
二十二節五節五十九
二十三節五節五十九
二十四節五節五十九
二十五節五節五十九
二十六節五節五十九
二十七節五節五十九
二十八節五節五十九
二十九節五節五十九
三十節五節五十九
三十一節五節五十九
三十二節五節五十九
三十三節五節五十九
三十四節五節五十九
三十五節五節五十九
三十六節五節五十九
三十七節五節五十九
三十八節五節五十九
三十九節五節五十九
四十節五節五十九
四十一節五節五十九
四十二節五節五十九
四十三節五節五十九
四十四節五節五十九
四十五節五節五十九
四十六節五節五十九
四十七節五節五十九
四十八節五節五十九
四十九節五節五十九
五十節五節五十九
五十一節五節五十九
五十二節五節五十九
五十三節五節五十九
五十四節五節五十九
五十五節五節五十九
五十六節五節五十九
五十七節五節五十九
五十八節五節五十九
五十九節五節五十九
六十節五節五十九
六十一節五節五十九
六十二節五節五十九
六十三節五節五十九
六十四節五節五十九
六十五節五節五十九
六十六節五節五十九
六十七節五節五十九
六十八節五節五十九
六十九節五節五十九
七十節五節五十九
七十一節五節五十九
七十二節五節五十九
七十三節五節五十九
七十四節五節五十九
七十五節五節五十九
七十六節五節五十九
七十七節五節五十九
七十八節五節五十九
七十九節五節五十九
八十節五節五十九
八十一節五節五十九
八十二節五節五十九
八十三節五節五十九
八十四節五節五十九
八十五節五節五十九
八十六節五節五十九
八十七節五節五十九
八十八節五節五十九
八十九節五節五十九
九十節五節五十九
九十一節五節五十九
九十二節五節五十九
九十三節五節五十九
九十四節五節五十九
九十五節五節五十九
九十六節五節五十九
九十七節五節五十九
九十八節五節五十九
九十九節五節五十九
一百節五節五十九

之ペリシ人へブル人の劍ある以ハ槍を作ることを恐れられたればなりニイナラエル人皆其相劍奔來即ち相劍三箇鐵券の鏢に欠りてこれを鍛以鐵さんとする時又ハ鞭を突らさんとする時ハ常にペリシ人の所かくだれり是をもて戰の目にサウルもよびヨナタンとどもに在るアヒヤアヒトの子アヒトルと其子ヨナタンのみ持リて彼にペリシ人の先陣ニクマの渡口ハ進む

一 其時サウルの子ヨナタン武器を執る若者に以ひけるハいど野面にあるペリシ人の先陣に遊りゆかんと然其父に之告ぎりき サウルギマの極においてニガロツにある石榴の樹の下に住まひしハ槍に在る民ハかよう六百人なりき 又アヒヤニボツを衣てどもに在るアヒヤアヒトの子アヒト

二 ハイカボツの兄弟イカボツアヒマスの子ヒヤハスハシロにありてエホバの祭司たりしニリの子なり民ヨナタンの行けるを去らざりき ヨナタンの遊りてペリシ人の先陣にいたらんとする渡口の間に此

三 傍亦幅巖あり彼傍にも幅巖あり一の名をボセツといふ一の名をセマといふ 其一ハ北に向ひてミクマに對し一ハ南に向ひてケバハ對す ヨナタン武器を執る少者かひいふ我ら此幅巖なき者ども先陣にわたらんエホバ我らのためおえたらきたまふとぞわらん多くの人をもて扱ふも少人をもてすくふもエホバにおいてハ妨げなし 武器をどるもの之ハひけるハ總て汝の心わるところをなせ進めよ我汝の心もまた當ひて汝とともわたり ヨナタンひひけるハ見よ我らの人々のどころわたり身をかれらにあらはさん かれら若し我らに汝らわいたるまでとまれと欺く我らわいはと我らハふのまこととま

四 りておれらの所本のばらし されど若し我らのどころのばれどかくいはと我らのばらんエホバかれら

五 我らの手にわたしたるふなり是を徴となさんと 斯て二人其身をペリシ人の先陣ホわらはしけれバ

多吉六

レ律十四〇二四

律十三〇三五

レ律十三〇六二

レ律十三〇六五

レ律十三〇七〇

レ律十三〇七四

レ律十三〇七九

レ律十三〇八〇

レ律十三〇八五

レ律十三〇九〇

レ律十三〇九五

レ律十三〇九九

レ律十三〇一〇四

レ律十三〇一〇九

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

るハ我かまたたがひてのばれニカバ彼らにイナラエルの手わたりしたまふなり ヨナタン武器のばり其武器を執るもの之もまたたがふペリシ人ヨナタンのまゝ亦武器をどる者も後ホまたがひて之をこそす

六 ヨナタンと其武器を取るもの手はじりお殺せし者かよう二十人世事田畑半段の内にかれり 云のして野にゆる野のものおよび凡ての民の中幅巖こてり先陣の人および却人もまたたのとき地ふる以動けり

七 是ハ神よりの戰慄なりき 一ニサミツのギマにあるサウルの成卒望見しに瀧よペリシ人の群衆くつ

八 れて此彼にちるる 時サウルかれども亦ある民わひひけるハ汝ら無敵と誰の我らの中よりゆきし

九 の見よとすなはち去らばらにヨナタンとどの武器を執るもの居らざりき サウルアヒヤニエボツを

十 持きたれどいふ其ハかれ其時イナラエルのまへにニボツを着たれば地 サウル祭司にのたれる時ペリシ

十一 人軍の驛いよくまじたりければサウル祭司にいふ始く汝の手を掲げど かくてサウルおまびサウ

十二 ルと共ある民皆呼はりて戰ひに至にペリシ人かハのハ劍を以て互に相撃ちければ其敵續はかた大

十三 かりき 又此時よりまへにペリシ人どもにありてペリシ人ども共い合せり 又エボツの山地にか

十四 くれたるイナラエル人皆ペリシ人の逃るを聞てまた戰ひに出て之を追撃り 是の如くエボバ此日イナ

十五 ラニルをすくひたを公にして戰ハエラニツにうつれり されど此日イナラエル人皆めり其ハサウル

十六 を誓せせて分まで即ちわ敵を仇をむくゆるまでお食物を食ふ者ハ呪れなと云たればなり是故に民の

多吉六

レ律十四〇二四

律十三〇三五

レ律十三〇六二

レ律十三〇六五

レ律十三〇七〇

レ律十三〇七四

レ律十三〇七九

レ律十三〇八〇

レ律十三〇八五

レ律十三〇九〇

レ律十三〇九五

レ律十三〇九九

レ律十三〇一〇四

レ律十三〇一〇九

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

レ律十三〇一〇一

レ律十三〇一〇六

ある人を見ることがこれをして入りたり

【第十七節】 狡にサムエルサルにひけるは、我をのぞき、汝に膏を沃ぎ、其良イスマエルの王となすにめたたりしは、汝の聲をきき、普軍の二ホブのくひたまふ我アフレクがイスマエルに於てし事すなむ、ニツブよりばれ、其器、遂に運り、志をへりみる、今ゆきてアフレクを撃ち、其有る物をとどく、減し、くばらざる、憐れみの、我、童、種、哺、乳、半、駱、駝、馬、を、皆、ち、ら、せ、
【第十八節】 サウル民をよび、つめてこれをアラヤに據、歩兵二十萬、千、の、人、一、万、あり、
【第十九節】 之の、
【第二十節】 邑にいたりて、谷に兵を伏せたり、サウルクニ人、にひけるは、汝らゆきて、さり、アフレクをば、なれ、く、だ、る、べ、し、恐、ろ、く、
【第二十一節】 れらも、
【第二十二節】 汝ら、を、ほ、ろ、ぼ、す、に、
【第二十三節】 たらんイスマエルの子孫のニツブトよりの、
【第二十四節】 され、
【第二十五節】 候、
【第二十六節】 せたり、然、
【第二十七節】 然、
【第二十八節】 ぞ、
【第二十九節】 下、
【第三十節】 候、
【第三十一節】 候、
【第三十二節】 候、
【第三十三節】 候、
【第三十四節】 候、
【第三十五節】 候、

1 母八〇一
2 母八〇二
3 母八〇三
4 母八〇四
5 母八〇五
6 母八〇六
7 母八〇七
8 母八〇八
9 母八〇九
10 母八一〇
11 母八一〇
12 母八一〇
13 母八一〇
14 母八一〇
15 母八一〇
16 母八一〇
17 母八一〇
18 母八一〇
19 母八一〇
20 母八一〇
21 母八一〇
22 母八一〇
23 母八一〇
24 母八一〇
25 母八一〇
26 母八一〇
27 母八一〇
28 母八一〇
29 母八一〇
30 母八一〇
31 母八一〇
32 母八一〇
33 母八一〇
34 母八一〇
35 母八一〇
36 母八一〇
37 母八一〇
38 母八一〇
39 母八一〇
40 母八一〇
41 母八一〇
42 母八一〇
43 母八一〇
44 母八一〇
45 母八一〇
46 母八一〇
47 母八一〇
48 母八一〇
49 母八一〇
50 母八一〇

サムエルいひけるは、人々、
【第一節】 汝ら、
【第二節】 候、
【第三節】 候、
【第四節】 候、
【第五節】 候、
【第六節】 候、
【第七節】 候、
【第八節】 候、
【第九節】 候、
【第十節】 候、
【第十一節】 候、
【第十二節】 候、
【第十三節】 候、
【第十四節】 候、
【第十五節】 候、
【第十六節】 候、
【第十七節】 候、
【第十八節】 候、
【第十九節】 候、
【第二十節】 候、
【第二十一節】 候、
【第二十二節】 候、
【第二十三節】 候、
【第二十四節】 候、
【第二十五節】 候、
【第二十六節】 候、
【第二十七節】 候、
【第二十八節】 候、

1 母五〇一
2 母五〇二
3 母五〇三
4 母五〇四
5 母五〇五
6 母五〇六
7 母五〇七
8 母五〇八
9 母五〇九
10 母五一〇
11 母五一〇
12 母五一〇
13 母五一〇
14 母五一〇
15 母五一〇
16 母五一〇
17 母五一〇
18 母五一〇
19 母五一〇
20 母五一〇
21 母五一〇
22 母五一〇
23 母五一〇
24 母五一〇
25 母五一〇
26 母五一〇
27 母五一〇
28 母五一〇
29 母五一〇
30 母五一〇
31 母五一〇
32 母五一〇
33 母五一〇
34 母五一〇
35 母五一〇
36 母五一〇
37 母五一〇
38 母五一〇
39 母五一〇
40 母五一〇
41 母五一〇
42 母五一〇
43 母五一〇
44 母五一〇
45 母五一〇
46 母五一〇
47 母五一〇
48 母五一〇
49 母五一〇
50 母五一〇

